

電波利用環境委員会報告(案)概要

～CISPRの審議状況及び会議対処方針について～

令和4年9月6日
電波利用環境委員会
CISPR D作業班

国際無線障害特別委員会（CISPR）の概要等

1 国際無線障害特別委員会（CISPR）について

1) 目的・構成員等

- 昭和9年に設立された組織で、現在IEC（国際電気標準会議）の特別委員会
- 目的：無線障害の原因となる各種機器からの不要電波（妨害波）に関し、その許容値と測定法を国際的に合意することによって国際貿易を促進すること
- 構成員：電波監理機関、大学・研究機関、産業界、試験機関、放送・通信事業者などからなる各国代表、無線妨害の抑制に関心を持つ国際機関（現在、構成国は41カ国（うち18カ国はオブザーバー））
- CISPRにおいて策定された各規格は、以下のとおり国内規制に反映される。

機器の種類	規制法令等
高周波利用設備	電波法（型式制度・個別許可）【総務省】
家電・照明機器	電気用品安全法（法定検査・自主確認）【経産省】
医療機器	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（承認・認証）【厚労省】
マルチメディア機器	VCCI技術基準（自主規制）【VCCI】

2) 組織

- 総会・小委員会全体会議は年1回開催。
- B・I小委員会の幹事国は我が国が務めており、また、運営委員会のメンバーに我が国の専門家が加わるなど、CISPR運営において我が国は主要な役割を担っている。



2 本年度の開催概要

- 令和4年10月28日から11月4日までの間、サンフランシスコにおいて開催予定
- 我が国からは、総務省、各研究機関、各大学、各試験機関及び各工業会等から●●名が参加予定

3 基本的な対処方針

- 基本的な対処方針としては、無線通信に対する各電気製品の妨害波の影響を総合的に勘案し、また我が国の利益と国際協調を考慮して、大局的に対処

【主なトピック】 主な審議状況及び対処方針(D小委員会)

D小委員会：自動車、モータボート等の妨害波に関する規格を策定

CISPR12 自動車の30MHz以上の放射妨害波測定

1) 背景と課題

CISPR 12第7版制定活動は2014/05に改訂作業に着手したが、2019年にFDIS(D/449e/FDIS)が否決され、その後3回のCDを回付するも合意形成には至っていない。EVの充電モードの試験方法等は合意が得られているが、下表に示すように、対象製品の仕分けと使用する検波方式に関する合意形成が得られていない。特に、尖頭値検波と準尖頭値との相関係数が大きな課題となっている。下図は最新CD(D/482/CD)で合意の得られなかった相関係数である。

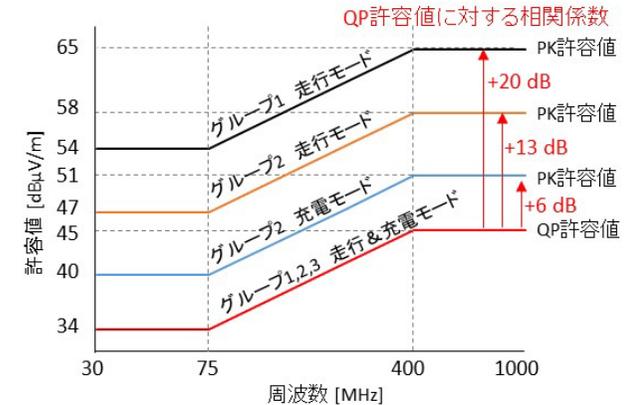
CISPR12の適用製品のグループ分けと使用する検波方式

製品グループ	製品例	キーON・エンジンOFF	エンジンON	充電
1	内燃エンジンを搭載した自動車やボート等の製品	平均値	尖頭値または準尖頭値	N/A
2	電気モータを搭載した自動車やボート等の製品	平均値	尖頭値または準尖頭値	尖頭値または準尖頭値
3	電気モータで走る製品	平均値	準尖頭値	準尖頭値

2) 課題の解決方法

作業の進め方に関する次の4案に対してQ文書(D/484e/Q)が回付された。

- ・案1 現取組みを継続。相関係数は測定データの積上げ。
- ・案2 相関係数をCISPR/Hと協業して進める。
- ・案3 CISPR 12を5パートに分割して個別に審議を進める
(内燃エンジンと電気モータ、充電モード等で文書分けする)
- ・案4 第7版を断念する(第6版は充電モードの規定はない)



3) 審議状況

Q文書にてプロジェクトの進め方を見直すべきかが問われている。

4) 対処方針

Q文書に関し、日本はこれまで電動車の走行と充電のモードに対して現状の試験フローで市場適合を実現しており、最新CD文書が合理性のある許容値として合意できるため現状の取組みを継続する案1に賛同する。案3を第2候補として、分割案にて段階的に審議を進め新製品への対応を可能にする方針で対処する。